第五　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）　議院運営委員会に付託
また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）　地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書受領

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書
航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書
航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書
千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書

人事異動

内　閣

○環境大臣臨時代理解職
　国務大臣　中野　洋昌
環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　中野　洋昌
内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上五月七日）

国家公安委員会

（警察大学校特別捜査幹部研修所長）警視監　青山　彩子
千葉県警察本部長を命ずる（四月十八日）

警　察　庁

（警察大学校長）警視監　猪原　誠司
警察大学校特別捜査幹部研修所長事務取扱を命ずる
（千葉県警察本部長）同　宮沢　忠孝
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　宮沢　忠孝
内閣官房に出向させる（以上四月十八日）

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。
　令和七年五月十二日　国土交通大臣　中野　洋昌
一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　休止する登録海技免許講習の種類　救命講習
三　休止期間
　自　令和七年五月一日
　至　令和八年四月三十日

国家試験

令和７年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う令和７年度獣医師国家試験予備試験に関し、次のように公告する。
　令和７年５月12日　農林水産大臣　江藤　拓
1　試験の種類等
(1)　試験の種類
試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。
(2)　試験の科目
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年９月４日獣医事審議会決定）による。
(3)　試験の出題数
学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。
(4)　試験の方法
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。
2　試験の日時

試験の種類	試験日	試験時間
学説に関する試験	令和７年８月20日（水曜日）	10：00～12：15
実地に関する試験		13：30～15：30

3　試験の場所
東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）
4　受験資格
外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者